

# 浄土宗檀林における本末関係の一考察

—江戸時代中末期生実大蔵寺をめぐって—

長谷川 匡 俊

## はじめに

とかく檀林というと、その教学機関としての機能なり性格に注意が向けられるものである。その成立過程からみても蓋し当然のことであろうが、徳川幕藩体制下においては事情は大分異ってくる。つまり、浄土宗関東十八檀林の場合、教学上の檀林制度がそのまま宗門行政の要となっており、いづれも宗教統制という立場から、これまでの檀林機能のほかに、あらたに一個の政治的機能を分担させられていったのである。それを端的に表現しているのは、十八檀林の筆頭増上寺が総録所<sup>1</sup>触頭であって、こと関東に関する限り宗門行政の実権を手中にしていたことである。地方の檀林寺院は増上寺の下風にあって、既存の本末組織を基盤に、これまた地方の触頭として、同宗周域の中小寺院を触下におさめ、統制的任務をつかさどっていた。

檀林における具体的な本末関係は、本寺の有する教学・行政両機能の末寺への作用（末寺の保護統制—本寺の特権）、及びそれに対する末寺の反応（末寺経営の実態—末寺の義務）について検討することにより一応明らかにされるものと思われる。

ここでは、はじめに、浄土宗檀林の本末組織形成過程と檀林大蔵寺の本末構造について述べ、次にその末寺経営の実態を、主に組合組織と財政状況から見、最後に檀林とその末寺との具体的本末関係を、学寮運営と末寺僧侶の綱紀肅正という二つの面から検討してみたい。なお小稿は、先に発表した拙稿「浄土宗田舎檀林考—江戸時代後期生実大蔵寺の場合—」（日本仏教第三十一号）とあわせて、地方における檀林の研究

の足掛かりとするものである。

## 関東十八檀林の本末組織

関東十八檀林の成立事情については、すでに玉山成元氏の所論（『関東十八檀林の成立』大正大学研究紀要第五十二輯）に明らかなごとく、中世以来の有力寺院、わけでも一宗の名僧、碩学を中心とする宗侶の修学機関的性格をもった大寺が檀林の前身であったのであり、実際に十八檀林が揃うようになったのは、家康没後寛永以後のことなのである。ところで、徳川幕府は冒頭に述べたごとく、早くから教団の再編成という政治的意図をもって、増上寺を筆頭に既に存する檀林寺院の宗政上の権限強化を計り、これをてことして見事にも教団の内部まで統制の歩を進めていた。まず各地の諸大寺院につきつきと寺院法度を下し、次いでこれら寺院に対して、あらためて所領安堵状を授けるという（藤本了泰氏「浄土宗大年表」）巧みな政策的配慮がはらわれたのである。

初期の寺院法度は、特に本末制の確立と僧侶の学問奨励ということがその眼目となっており（圭室諦成氏監修「日本仏教史Ⅲ近世・近代篇」四五頁）、その後の法度においても、本末制については宗教統制上の最たるものとしてたびたび法令が制定発布された。いま、浄土宗を中心に本末制の確立が、いかにみなみならぬものであったか、法令の上からこれをみると左記の通りである。史料は「浄土宗全書」二十所収。

### 一、関東諸寺院掟 慶長二年九月廿五日

従前之本末以<sub>(在カ)</sub>当位之<sub>(在カ)</sub>意趣、不可<sub>(レ)</sub>背<sub>(レ)</sub>本寺之事

諸檀所之学徒帰<sub>(レ)</sub>当流<sub>(レ)</sub>以後、相<sub>(レ)</sub>成他門他流者、可<sub>(レ)</sub>被<sub>(レ)</sub>処<sub>(レ)</sub>嚴科之旨、入寺之時一紙可<sub>(レ)</sub>被<sub>(レ)</sub>申付之事、附從<sub>(レ)</sub>古有<sub>(レ)</sub>由緒本末<sub>(レ)</sub>申、掠当院（知恩院）直末之望禁制事

### 一、浄土宗法度 元和元年七月

末々諸寺家者從<sub>(レ)</sub>其本寺<sub>(レ)</sub>可<sub>(レ)</sub>致<sub>(レ)</sub>仕置、若有<sub>(レ)</sub>理不尽之沙汰、可<sub>(レ)</sub>為<sub>(レ)</sub>本寺私曲<sub>(レ)</sub>事

### 一、諸宗寺院法度 寛文五年七月十一日

本末之規式不可<sub>(レ)</sub>乱<sub>(レ)</sub>之、縱雖<sub>(レ)</sub>為<sub>(レ)</sub>本寺<sub>(レ)</sub>對<sub>(レ)</sub>末寺<sub>(レ)</sub>不可<sub>(レ)</sub>有<sub>(レ)</sub>理不尽之沙汰<sub>(レ)</sub>事

一、貞享二年下知状 貞享二年十一月

田舎檀林十三箇寺近辺有<sub>レ</sub>之知恩院、増上寺両末寺之分、其檀所之或末寺、或支配相附可<sub>レ</sub>申候、但無<sub>レ</sub>抛由緒寺院有<sub>レ</sub>之者、被<sub>レ</sub>遂<sub>二</sub>穿鑿<sub>一</sub>於<sub>レ</sub>無<sub>二</sub>其謂<sub>一</sub>は、急度可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>事

このように、本末の上下所属関係を規定した法令は幾度か発布され、またこの間激増してゆく寺院建立を取締ったり（寛永八年新寺建立停止令）、これの徹底と本末の関係を明確ならしめるために末寺帳の作製提出も命じたのである。以下、右の法令を念頭に置き、檀林寺院の本末組織がいかなる過程を経て形成されていったかをみてみたい。

次の表（Ⅰ）によれば、檀林末寺二五四箇寺中、寛永九年（第一回本末帳作成期）以前に開創されたと目される寺院は一六八箇寺を占めるが、そのうち寛永九年の本末帳（「浄土宗諸寺之帳」、「浄土宗増上寺末寺帳」内閣文庫所蔵）に記載されている寺院数はなんと四二箇寺（二五％）にすぎないのである。この期の本末帳が不完全なことについてはすでに指摘されているが（たとえば拙稿「戦国期関東浄土宗教団の地域展開」淑徳大学紀要第二号参照）、結局のところ筆者は、寛永九年段階において、関東地方の浄土宗寺院が未だ中央集権的な本末組織のワク組内に吸収しつくされていなかったことを物語っているものと思う。このことは表（Ⅱ）によっても明らかに認められる。「寛永本末帳」、「蓮門精舎旧詞」（「統浄土宗全書」一八・一九）・「檀林志」（「浄土宗全書」一九・二十）それぞれに記載の檀林末寺数の移動をみれば、寛永九年から「蓮門精舎旧詞」の作製された元禄・享保期までのおよそ七十年間に、檀林寺院による末寺支配化が完了したといえるであろう。そこで、貞享二年の下知状が注目される。下知状は田舎檀林を実質的に地方の本山に位置づけている。その内容は、田舎檀林の近辺に散在する知恩院及び増上寺の末寺を、特別の場合を除いて悉くその配下（末寺あるいは支配）につけるべしとの命であり、檀林を中核として末寺統制を行なわんとする幕府ならびに増上寺（総録所）の意図に発するのであるが、そこには、実際上地方遠国の寺院を知恩院なり増上寺が支配することの困難性や、田舎檀林の江戸檀林に劣る学寮経営面を、末寺、支配寺等を増すことよって財政的に支えしめようとする、もう一つの政策的側面を指摘することができるできそうである。「浄土宗諸寺之帳」によると、檀林以外の寺院で知恩院の末寺は五五箇寺の多くを数えるが、貞享の下知状を経て檀林による末寺支配が強化されると、その後二十年前後して作製された「蓮門精舎旧詞」の段階では、顕著な例で、勝願寺などは知恩院末二十箇寺をその配下に置き、浄国寺の場合は知恩院末六箇寺、善導寺の場合は増上寺末二箇寺のほか、おそらく知恩院末であろうがこれを四箇寺、

表 I

①	「蓮門精舎旧詞」(第 47 冊) 記載 檀林末寺数	254	(このうち 71 は孫末寺)
②	①のうち寛永九年以前の開創寺院数	168	(このうち寛永本末帳記載寺院数 42) 25%
③	① " 開創年次不明寺院数	55	
④	① " 寛永九年以後の開創寺院数	31	

表 II 浄土宗関東十八檀林直末寺院数移動表

年代	寺院名	光明寺	勝願寺	常福寺	増上寺	弘経寺(飯)	東漸寺	大巖寺	蓮馨寺	大善寺	浄国寺	大念寺	善導寺	弘経寺(結)	靈山寺	幡随院	伝通院	大光院	靈岸寺	計
A	寛永九年 (一六三二)	56	12	51	147	37	8	11	3	4	4					5				349
B	元禄・享保 (一八世紀初)		32				20	26	15	25	20	12	19	14						183
C	文政・天保 (一八三〇)		33	51	245	60	20	22	18	20	20	11	11	14	3	11	18	33	11	601

[A——「寛永本末帳」より B——「蓮門精舎旧詞」より C——「檀林志」より]

それぞれ支配するに至っているのである。なお、「東漸寺文書」(「浄土宗全書二十」・五九頁)には先の下知をうけて、貞享四年正月に有来十三箇寺のほか新附末寺十箇寺があげられている。これらの場合、支配の対象となるのは増上寺末(他檀林の末寺でも遠国の場合には近辺の檀林の支配下におかれることが多い)よりも知恩院末の方が圧倒的に多い。こうして関東の浄土宗寺院は、その殆どが十八檀林の配下に属することとなった。

これまでみてきたことから、檀林による本末組織の確立期を、貞享・元禄・享保期とすることは一応首肯されようが、ここに一つ問題が残る。

それは、寛永九年から貞享までの約四十年間というもの、果して檀林の本末組織化が進んでいなかったかどうかということである。これを検討することは史的制約もあって極めて困難であるが、以下、「寿亀山本末開基史」(「結城弘経寺文書」)

及び「檀林志」(「浄土宗全書二十」所収)の記録に依拠しながらこの間の事情を探ってみたい。

表(III)によれば、弘経寺とその末寺の本末関係

表(Ⅲ)

※他に宝永三年当山末となり、正徳二年知恩院末となる寺院一カ寺ある

年代	寛永廿年	同廿一年	慶安二年	万治三年	貞享三年	元禄八年	宝永三年	計
寺数	8	1	1	1	1	1	1	14

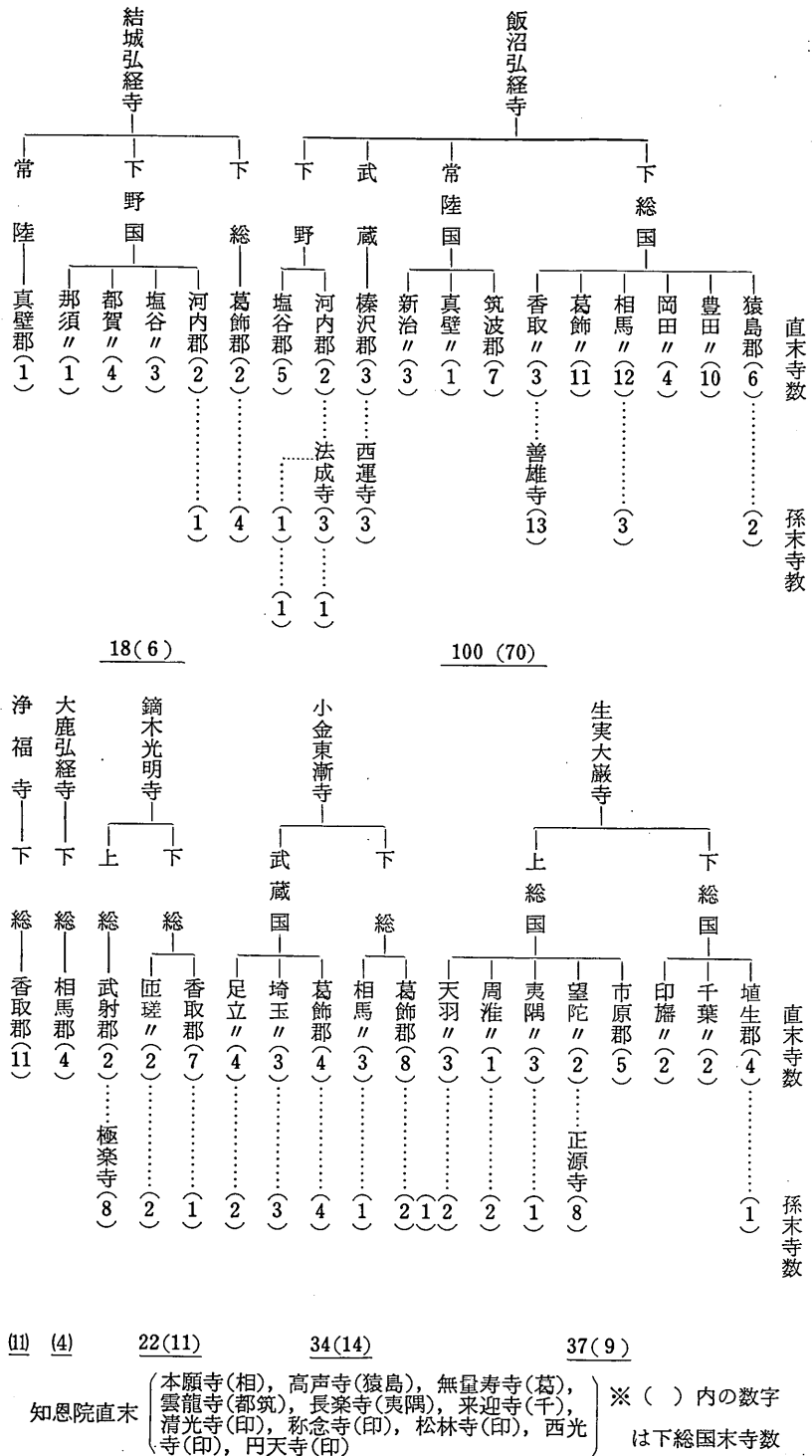
がいつ結ばれたか知られるが、末寺十四箇寺中半数以上の八箇寺が寛永二十年に末寺化され、貞享二年以降はわずか三箇寺の末寺化が行なわれたにすぎない。そこで寛永二十年という時期に注意してみると、この年の九月、増上寺、二十一、世業、誉より奥州岩城称名寺へ宛てた文書に、「今度従公儀浄家本末之儀就被仰付候、関八州改申候処、貴寺如先約下野国結城以弘経寺被致本寺候儀神妙之至候、就其為遠国之間毎年之出仕難叶之条、本寺代替之節者被遂直參継目之一礼可有之候、其外者三年一度使僧敷、或以幸優本末相続之首尾可勤之、又貴寺隠居之節者当住訖度於本山両脈伝受可有之者也、仍為末代亀鏡及染筆候」とあり、この期に関八州浄土宗寺院の本末の儀につき取り調べのあったことや、遠国の場合は通常三年に一度本末相続の義務を果すこと、及び末寺は本寺檀林において両脈を伝受すべきことなどが知られる。

また、撰門の「檀林志」(「檀林弘経寺志」)及び「檀林浄国寺志」に、縁山(増上寺)業誉代に八州のうち檀林に近い寺院は悉くその檀林の末寺(支配)となるべき旨触出されたと記しているのを考え合せてみても、寛永二十年(乃至その頃)という時期が、寛永九年の趣旨を継承し、関東の浄土宗諸寺院の本末組織化を、とりわけ檀林を中核に本格的に推進したことにおいて一つのエポックであったことは否めないであろう。従って、寛永九年から同二十年頃までの間が、関東浄土宗寺院の本末組織化にとつての大きな転換期であったといえるのではあるまいか(玉山成元氏前掲稿もこの間の事情に触れられている)。そして、寛文五年の諸宗寺院法度を經、貞享二年以降の近時をピークに、おそくとも元禄享保期までには関東浄土宗寺院、就中檀林の本末組織が完成したものと認められる。

次に、檀林大巖寺の本末組織について述べてみたい。前掲表(Ⅱ)によれば、寛永九年段階に檀林の中でも多くの末寺を有していた大寺は、武蔵国芝増上寺、相模国鎌倉光明寺、常陸国瓜連常福寺、下総国飯沼弘経寺の四檀林であって、他檀林の本末組織は未だ十分整えられるに至っていないかった。この頃大巖寺の末寺は、下総三箇寺(千葉二、印旛一)、上総八箇寺(市原五、夷隅二、望陀一)の都合十一箇寺であり、そのうちの七箇寺は檀林住職(開山ノ四世)及びその法弟による開創または中興であったこと(「檀林大巖寺志」浄土宗全書二十、一〇一ノ一〇六

図(Ⅰ) 下総国浄土宗寺院本末組織分布表

「下総国浄土宗鎮西派本末寺名帳」(社寺取調類纂 140 所収)より作成

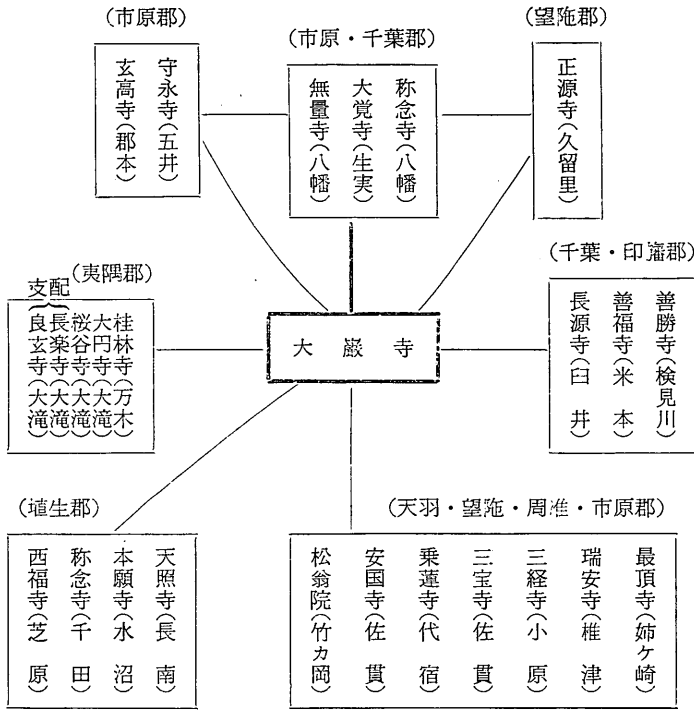


頁)からも、初期の本末関係の傾向が知られる。地域的な本末構成は、その後も下総南東部を除いて、上総を中心としているが、それは下総に大蔵寺のほか三檀林(飯沼弘経寺、結城弘経寺、小金東漸寺)をはじめとして、鐫木光明寺、大鹿弘経寺、香取浄福寺等の大寺が、それぞれ本末圏を構成していることによる(図Ⅰ参照)。また、上総は関東のなかでも浄土宗寺院の少ない地域で、寛永九年段階には増上寺末六箇寺を除くと他に十一箇寺しか存せず、その大部分が大蔵寺末であったといえ、その後もこの形勢はほとんどかわることがなかった。

なお、檀林寺院の本末組織化過程をたどってみると、大体において、①檀林と法縁関係にある中小寺院がまず吸収され、②しかるのち檀林周域の寺院を下屬させ、③最後に由緒寺院、御朱印寺院（原則として檀林所在地より五里余六里之内、朱印十石以下が対象であったようである―「東漸寺文書」）を組み込んでいったのである。

## 末寺経営の諸事情

本末組織は、諸寺院をタテの関係において統制するものであったが、それは末寺間の組合組織というヨコの関係を下部構造とすることによつて支えられていた。本寺は、末寺から提出される諸願書に、もし



図(Ⅱ) 大蔵寺末寺組合構成図

組寺及び檀方惣代(世話人)等の連印がなければ、これを受理しなかつたのである。組合構成は図(Ⅱ)のごとく、大体において地域的に数箇寺を一グループとしてまとめられており、組合内相互協力の義務とともに、相互監視的任務をおわされていた。前者についてその役儀をあげると、①組寺後任住職の推薦及び願出(檀方と連印)、②組寺住職の引請証文提出、③組寺無住の際の寺役兼務(病気等の場合も)、④組寺住職隠居願(連印)、⑤組寺修復、再建の許可願及び報告(連印)、⑥組寺住職の出張(国元帰国、出府等)願及び帰寺報告(連印)、⑦本寺への年頭御札を組中年番、⑧組寺開帳等特別な行事を行なう際の願出及び報告(連印)、⑨本寺よりの命令組内周知方、⑩組寺住職添状願(連印)、等々にわたっている。後者については、組内寺院に定法違反等があれば、組寺はこれを本寺に対して報告すべき義務があつて、も

し怠って露顕した場合には組合の越度となったのである。

右にみてきた通り、組合内のヨコの関係は本末組織を下部から支えるものであって、末寺統制の強化と徹底（能率化）を構造的にもたらしたのである。さて、末寺のなかでも近末（本寺の近辺所在）三箇寺―生実大覚寺、八幡称念寺、八幡無量寺は本寺との関係が深く、年頭登山、寒暑御見舞はもとより、本寺の諸仏事等に出仕することがなれば義務づけられていたようであったが（檀林方丈病気の際など代説をつとめることもある）、遠方の末寺にあっては、本寺の大法要のような場合でも、自山にて回向するよう取計らえることがあった。末寺中でも大・小寺院の区別はあり、大寺五箇寺―久留里正源寺・竹力岡松翁院・千田称念寺・八幡称念寺・検見川善勝寺は他末寺からの移転住職交代の寺でもあって、長期間無住にしておくことは許されなかった。これらの寺は御朱印地をかかえていたり、末寺、塔頭や多くの檀家を有していたが、それだけにまた本寺への報酬金やその他の寄付等も他末寺以上に奉納しなければならなかったのである。

次に、他大寺の直末であって、大蔵寺の支配下にある寺院の問題につき若干触れておきたい。大蔵寺の配下にあった大多喜良玄寺の去就が問題となったのは天保年間のことである。当寺は往古より檀林飯沼弘経寺の直末であったのであるが、当寺五十四世黒譽の代に大蔵寺の配下につきたき旨願出、その後本寺が二箇寺となって何かと役儀多く、寺檀相統もなりがたいほど困窮をつけるに至った。そこで、天保十年三月檀方より弘経寺を通じて大蔵寺の支配を断ることになったのであったが（拙編『大蔵寺文書第二巻』九一―九二頁）、その後無住中寺役等に差支えがおこり、檀方に新亡などある際迷惑をかけることとなって、結局翌十一年十月には先規に服する（支配）旨を再び檀方より弘経寺を通して願出している（前掲文書一六九―一七〇頁）。良玄寺の場合、弘経寺末といっても本寺と違離れ、孤立してあるので何かにつけ不便であり、地元の檀林大蔵寺の配下におさまることの方がより実利的であったと思われる。寛永二十年及び貞享二年の法度の趣旨に照らしても、本末支配関係は地縁の要素が強化されねばならず、形式的な末寺化よりも、実質的な支配関係の有無が重要視されたといえよう。そして、弱小寺院が支配の二重構造下におかれることは、良玄寺の例もあるように財政基盤を脅かす大きな原因でもあった。

幕藩体制下における寺院経営の基盤は、その宗教政策にみられるごとく、一般的（制度的）に檀林にあっては学寮制（檀林制度）にあり、末寺にあっては檀家制度におかれていたとされよう―勿論、檀林が多数の末寺、支配寺を有している本寺であることは無視できないが。してみると、末寺の場合その盛衰はある程度の寺領を有している寺院を除き、大半は寺家の法施の見返りとしての檀家の財施等に依拠せざるをえず、そ



こに寺檀の緊密な関係が醸成されるであろうし、逆にまた寺檀の確執も生じかねないのである。

それでは、末寺財政の逼迫がもたらす僧侶の腐敗墮落と寺檀関係の種々相についてみてみよう。宝暦十二年の『末山境内並田畑等之控』によつて、この頃の末寺の規模がおおよそ窺える。なかでも比較的富裕であったと目される寺院は、先の五箇寺と佐貫三宝寺、八幡無量寺のようであるが、いづれも決して安泰ではなく、すでにこの頃から末寺の財政状況は揺らぎはじめていたのである。

宝暦十二年九月の末寺へ申渡『覚』には、

一 私用者勿論、雖為建立修復不可致借金之条、御条目ニ而候処、心違候哉、近年寺差上候節先住之借金後住引請之儀檀方申出候、向後者其

組寺ニ而吟味可有之候、尤無拠借金者組檀方納得之上、此方江申出許容之上ニ而可致候、但此方借出候金子之儀ハ各別ニ而候

一 境内竹木猥ニ不可伐之条御定法ニ候処、近来漫ニ伐取候条不届之至ニ候、向後者組合相互ニ吟味可有之、尤組寺ハ差留候而も聞入無之候ハ、此方江可被申出候、

という記事がみえ、借金を後住に引継がせることの非と、許可なく境内竹木を伐採することの不法行為に対して、本寺は末寺に警告を發しているのである。とりわけ前者の行為は当時深刻な財政問題であった。即ち、宝暦年中の『雑録』には次のような記載がある。

(前略) 訳ハ後代も亦其住持之存寄ニ而修復建立有之もの也、然ルニ先住之修復建立金迄借金ニ而受取候へハ、後ニハ建立修復ハさし置、先住の借金なしに口執いたし、自然と其寺衰微ニ及び候者也、其例数多有之、(中略) 縦弟子讓ニ而も借金計リハ讓事不叶、兼而左様可相心得

也、(中略) 鴻巣勝願寺中古迄ハ左様故、宜候而末寺も大借いたす事も無之候、然ニ近来ハ左様無之由、是末山衰微之基也、滝山(大善寺)、

小金(東漸寺)様左様ニ而、末山漸々ニ貧寺ニ相成也、滝山ハ其寺分不相応ニ本寺之什金代々借り重ね進退倒惑之寺多く有之事也、

ここでは他檀林の例まであげ、借金の後住引継を末山衰微之基と禁じているのであるが、同時にそれは債権者である本寺檀林にとつても浮沈にかかわる問題であった。農村を基盤とし、多少の田畑を有している末寺の経営は、一たび凶作にみまわれれば相当な打撃を被るのであって、これを自力で建直すときはきわめて困難なことであった。そこで結局、財政的に十分な先の見通しの立たないまま、本寺の祠堂金を高利(約

一割)で拝借せざるをえず、——借金につぐ借金という悪循環が繰り返され、まさに末山の衰微はさけられなくなっていったのである。この傾向が顕著になるのは天保年間であつて、財政の逼迫は住僧の生活を脅かすとともに、彼れらをして非道に赴かしめ、自然寺檀関係をも悪化させ

る結果となった。

そこで末寺経営の実態——財政面中心——を大雑把にまとめると、一応次のようなことがいえると思う（詳細後註参照）。

①大蔵寺の末寺は、そのほとんどが農村を背景とした檀家に支えられた寺院であったので、江戸時代後期のたびかさなる天災やら、社会的変動が農村社会に及ぶと、その影響は頗る大きく、これを自力で克服していくことはもとより困難であった。

②従って、本寺の祠堂金に頼らざるを得ず、天保年間にはその末寺の大部分が借財によって経営せざるをえないほどの苦境にあえいでいた。

③かような状況下で、借財の返納が困難になってくると、御法度の什田、什物を質入れしたり、はては寺務相続なりがたく、欠落もしかねない有様を露呈していった。借財が多ければ容易に後任住職も決まらないであろうし、自然僧侶の徳も薄れ、末は寺檀の確執をも惹起させて、より一層末寺経営を窮地に追込んでいった。

のちに述べる僧階制等の紊乱にしても、所詮経営難と無縁ではなく、むしろそこに大きな影を落していたのである。無論、これによって本寺の財政基盤が脅かされたことはいうまでもない。

註 末寺経営の実態——財政逼迫と僧侶の倫理的頹廢——につき、天保年間の

『日鑑』（大蔵寺文書第二巻）所収）に散見するところをあげてみたい。

①財政窮迫により田地・什物等を質入れ、住職が失踪（退身）するケース

松ヶ嶋村役代庄左衛門、吉五郎登山、涼風庵泰山事去ル十一日夜欠落仕候由届出、且借財金三両并、祐天、上人、御名号、巻幅、双盤一ツ質入、当暮致方無之故開庵致し候由ニ而書置一通持参之事

口上

今般私儀最早追廻諸方、手当、老銭も無之、今日之飯米迄御世話ニ成候、而茂誠御氣之毒存候ニ付、乍勝手今朝開庵仕候、尤什物之内祐天上人御名号一幅、双盤一ツ右式品之儀者、私自力ニ而者帰什及不申候間、何卒各方之以御取計後、諸般宜様被成下度此段御助成偏奉希候敬白

極月十一日

涼風庵 泰山

右之通書置いたし立去り候由ニ候、且村中之惣庵ニ御座候間、檀那、逆茂、無之、借財金其外甚難決ニ付、兩三ヶ年も無住被仰付度相願候故、何連宜敷僧有之迄其村ニ而相守候様申付候、且御名号双盤等者、品々尋出し候様申付候事、但村役人ニ様子承り候処、当春方も修復等いたし、金子拾六七両も相掛り候由、随分行届庵も住能相成、尤老僧辛抱人有之候ハ、住職申付度事也（一四一頁）。

もはや一々説明は要しないであろう。このようなケースは、なにも無檀の涼風庵に限らず幾例もあげられるし、その場合借財はなによりも過重負担であった。いずれにしても彼れらをして失踪（退身）という最後の手段にまで追込んでいった貧窮状況は相当なものであったようである。もとより、田地・什物類の売買は御法度であったが、すでにその限界を越えていたのである。

②住僧の腐敗墮落と寺檀関係の種々相

(1)末寺安国寺檀方よりの願書に、

安国寺儀大破仕内借等茂有之、何卒御慈悲を以、三ヶ年之内無住、付仰付被下置候様、惣檀方相談之上奉願上候

とあるが、その真相を問ただして見た結果は、近來不埒之住持而已有之からであつた。しかし本寺としては、三年もの間末寺を無住にして置くとは経営上のましくなく、且つ前例になつても困まるので、

無住候得者、寺役差支者勿論、弥大破茂およふへきハ必定之事候間、如法之住持相撰任職相願、師檀和合いたし修復再建可有之(七七七八頁)

としておさめ、結局ことの次第を含み置いて願書を差戻したのである。當時、借財等積り経営危機に陥つた際に檀方より三カ年の無住願が出されることは多い。しかし原則として本寺は無住を認めず、当座は組寺に兼務させるのであつた。

(回)末寺天照寺隠居随玄、檀方吉右衛門と語らい再住願うの一件は、

天照寺隠居随玄、檀方吉右衛門登山、右随玄儀先達而中病氣付隠居相願、願之通被仰付候処、此節檀方吉右衛門相語、惣檀中帰依之趣を以再任相願候得共、組寺連印茂無之檀方吉右衛門彗判而已相添願出候段不束付願書差戻候、尤内実者先達而中千田称念寺什田什宝等質物入置、或者致紛失候一件取調候処、称念寺無住中組寺天照寺隨玄重之不屈之取計方有之付、退院を茂可申付格別之御慈悲を以願之通隠居被仰付之処、自分不願罪科、檀方吉右衛門を相語再住願出候段不埒之至候、依之叱り之上願書差戻候事(一一五頁)とあるように、組寺の財産まで手をつけ、隠居を命ぜられた僧が自分不願罪科ず、檀方一人と結託して再住を願出ているときは、僧侶の道義的頹廢振りを象徴しているといえよう。しかるに、それから三年後の天保十三年七月には、天照寺檀方ならびに組寺千田称念寺、水沼本願寺連印にて隠居隨玄の再住願が出された。その趣旨は、其後相応之住僧も無之無住中本堂、庫裡、屋根其外共修復等行届兼、及大破難泮仕候、依之修理差加へ度奉存候得共、困窮之檀方御座候得者助成も手薄而不住心庭罷在候

### 浄土宗檀林における本末関係の一考察

であつて、もし隨玄を住職に仰せつけ下さつたならば、当人勿論、檀方一同丹精仕、来々巳年十月迄は本堂庫裡其外共修復等成就可仕、□当人改心仕□□相勤、前条之趣相違御座候へ、当人退身者勿論、檀方如何様之落度も被仰付候節者、一言之申訳無御座候(二〇四頁)

と寺院復興の決意から右僧の再住を懇願している。結局隨玄は再住することになったのだが、ここにわれわれは、当時財政困窮の寺院をしょつて立つということがいかに容易なものでなかつたかを察するとともに、住職のなりでも自然減少していったであらうし、またその辺に僧侶の質の低下の遠因を求められるのではないかと考えるのである。

(ハ)檀方の新亡葬式をことわるの一件

当住西福寺儀、檀方新亡有之葬式之儀相頼候而茂、不承知之段被申、施主方甚難泮仕候間、是非共御本山之御威光を以、可然様被仰渡被下度旨願出、

があり、本山の処置はさし当つて組寺本願寺へ仮葬を申付け、その後寺檀双方の申開きを聞くと、ことの次第は複雑のようであるが、直接には十夜法要の勤修日程について双方意見合はず、法要を営むに至れなかつたので、住職が「一宗外分住持一分相不申」により葬式をことわつたことが判明した。しかし、このようなことは「公辺江対し恐多事」であつて、法類桜谷寺、組寺本願寺、檀方及び住職に厳しく警告を發し、西福寺、檀方連署の詔状を提出させている。その文に曰く、

後日師檀和合仕、朝夕寺務者勿論、本堂修復等時心懸、不及大破内精可仕候、什田什物取調も歸寺之上早速取懸、前々差上置候帳面之通相違無候様取調可仕候、尚又山林竹木伏用候儀者、御本山江相同之上可仕候、右之外御条目被仰渡候通相慎可申候、此上何様之儀も住持檀方示談之上、不力行違之儀決而無仕間敷候云々(二三四一五、一四〇頁)

(3) 借財多く、後任住職任命遅滞のケース

検見川善勝寺は末寺中大寺五箇寺のうちに救えられる寺院であつたが、天保年間にはいつて借財も多額にのぼり、丁度そのころ先住が没し、後任住

職の儀が持ちあがった。そこで善勝寺檀方の間では、組寺善福寺に移転住職をすすめたのである。当善福寺儀弟子之事故後任ニ仕度致相談候得共、借財有之と歎痛心之様程ニ申訳辞退被致候事故、段々延日ニ相成奉恐入候、両今日御内願申上度儀者、是非善福寺後住ニ仕度、夫ニ付冥加金等之儀調達方甚差支迷惑仕候間、何卒御本山御祠堂財拝借仕云々(一八九頁)大寺にしてかくのごときである。借金による経営はなにも修復再建の際ばかりでなく、すでに住職拜命の際の冥加金や輪旨頂戴の謝金等の場合にまで及んでいた。

また、臼井長源寺のごときは、住職の葬儀について、「極貧寺之事故」に本寺の御代香を遠慮したい旨組寺より願出ており(一六八頁)、無檀の末寺玄高寺は借金の返済並びに堂宇大破に難渋し、ついに本寺に積立てお

いた貴重な財産を残らずおろさざるを得なかつたのである。(一四六・一四七頁)。一方、本寺檀林とても寺院経営は容易でなく、それだけに祠堂金取立は時として厳しく、たとえば、  
千田称念寺永々無住ニ付、檀方共住持願之儀申出候趣ニ候得共、兼而本山御祠堂納金等遅滞お越有之旁ニ付、聞濟不致罷在候処(一四二頁)とか、

千田称念寺檀方両人罷出候処、拝借金臨時御取立之儀ニ付、段々日延奉願之処、御聞濟無之右片付候迄者、宿本江預ケ置早速村方江飛脚相立候様申渡(一〇六頁)という具合であつた。

## 本末関係の種々相

檀林の機能は教学面と行政面とに大きく二分される。従つて、その末寺との関係も一応両面(相互に絡らみあつてはいるが)から考えてみることに適切であると思う。前者は学寮としての機能を、後者は本山・触頭としての機能をそれぞれ中心とし、具体的な本末の関係が展開されているのである。

はじめに、檀林の側における前提事項の若干について触れておきたい。詳しくは拙稿「浄土宗田舎檀林考」(日本仏教第三十一号)を参照されたい。幕藩体制下においては、十八檀林のなかでも幕権に直属する総録所―触頭―増上寺をはじめとした江戸五箇檀林(増上寺・伝通院・靈巖寺・幡随院・靈山寺)の盛況に押され、ことに中期以降田舎檀林の多くは、学寮機能の後退―経営不振―を余儀なくされ、それが結果的には寺院(檀林)経営の質的变化を方向づけるものであつたと考えられる。もとより、その方向は各檀林の事情により必ずしも一様ではあるまいが、こと大巖寺の場合には、民衆への宗教的対応としての祈禱的現世利益信仰が一方で広範に宣布されていったのである。しかしながら、それは決して学寮の機能を放擲してしまつたことにはならない。教義上に多くの矛盾をはらみながらも両者はおのおの別箇に展開していったのである(前掲拙稿)。

以上の大まかな前提をふまえ、加えて、前章でのべた末寺経営の実態を念頭におき、第一に教学面即ち学寮運営を媒介として、第二に行政面を通じての本末関係を述べてみたい。

### 一、学寮運営における本末関係

従来、学寮の運営がどのような機構のもとに成立していたかは説明されていても、それが檀林の末寺といかなる構造的関連にあるかの点については看過されていたようである。多数の末寺及び支配寺等をかかえ、その子弟の教育にも当たっていた檀林であれば、なおのことこの点は注意すべきではないか。

すでに触れたように、貞享二年の下知状を最終的契機として田舎檀林の本末組織は、形式的に一応完成された訳であり、これにともなって当然のことながら、「自分（末寺或は支配寺等を指す）之弟子は不及申、又末之弟子迄其檀林へ令入寺可被為致修学、勿論為支配寺上は対能化不可有無礼候」（「東漸寺文書」とあるごとく、末寺、支配寺、又末寺等の子弟はことごとく本寺の檀林に吸収され、教学面での末寺統制が推し進められることとなった。同時にそれは、「自今以後、初入寺之僧は其檀林へ指出修学可相勤、勿論余檀林中支配末寺も新来之僧於有之者、急度被遂吟味入寺可被致遠慮」（「東漸寺文書」として他檀林の入寺者募集を妨げ、侵触するものでもなかった。もとより檀林入寺者は、末寺及び支配寺等の子弟のみでなく、その対象は全国諸寺院の子弟であったが、増上寺をはじめ江戸檀林への入寺志望者が多く、畢竟、田舎檀林においては末寺、支配寺等を頼みにせざるを得なかったのである。しかし、これとても多くの理由から思うようにはいかなかったようで（前掲拙稿参照）、ここに学寮運営における本末の種々の問題が惹起したといえよう。

宝暦九年（一七五九）、檀林大蔵寺第廿七世皎誉は末寺廿三カ寺に対し、所化の心得と学寮管理運営体制の再建について廻文を發している。以下その『末山江被仰渡候覚』（小稿末尾の註に全文掲載）によって本末の関係が那邊にあったかを探ってみたい。

#### 一、檀林所化の心得について

① 寺持になっても学寮に籍があるうちは、所化であるからその務めを怠ることなく遂行すべきことがまず忠告されている（IA）  
これなど学寮の管理体制にかかわる問題でもあるし、所化を学寮に留まらせることによって教学機能の低下を防ごうと意図していたと考えられる。

② 所定の年薦を経ずして寺持になることは勿論のこと。年薦を経ても、所属檀林にて更に三年六安居をすることは古來からの規定であり、そこではじめて檀林教育課程が修了するのである。檀林によっては、五年十安居、或は十年十安居の規定を設けているところもあるので、いずれ総録所と相談して定めるが、当分の間は、諸檀林に通用する三年六安居と定めるので、この間は所化の規律に従うこと(IE) 檀林では宗学の課目を名目・頌義・選択・小玄義・大玄義・文句・礼讃・論・無部の九部にわけ、それぞれ三年ごとに部を転ずる制度がひかれていたが、一般には、論部までの八部の学科を修了すればよかったのである。そこで無部(能化候補)に進むことを奨励するとともに無部にあっても所化の規律に服することを申渡している。当時無部に進む者の少ない現象は檀林教学の形骸化と僧侶の質の低下にも関係しているのではなからうか。

③ この頃、所化がもし他の檀林に転籍する際には、その檀林に相当量の置金(礼金)をする旨の申合せが檀林会議であったようである(IC) 檀林住職・伴頭・寮主等の移転にともなう所化の転籍が多かったことはすでに指摘したところであるが(前掲拙稿)、これを引留める意味と、併せて檀林財政の収入源拡大を計っていったものと考えられる。

## 二、学寮の管理運営体制の確立について

① 従来、当檀林では所化の指南に当るべき月行事(月番)が常在せず、下読法問(下から上に向かって算題を朗読する法問の形式)の時のみ月番が立って執行してきたが、今後は月番料を支給するので十分にその職責を全うして欲しいと申渡している(ID) 元来、月行事は「令指南初学之所之間、彼席明候節転席之儀、上座三十八人之内不依三座之高下、右段儀相動器量之所化、月行事中致三入札、方丈吟味之上可被三申付二事」(「貞享二年下知状」)とあるように、学寮の運営に欠かせないポストであった。これまで月行事に人がなかった理由の一つは、重要な役割を担っているにもかかわらずそれ相應の経済的保障がなされていなかったからであろう。月行事は必ずしも末寺から選ばれるとは限らないが、学寮運営上、末寺出身者をこれに当てることも適切であったようである。

② 近年檀林の伴頭を末寺に探し求めているけれど、一向に出て来る様子もない。伴頭は月行事の首座であり、学寮管理運営の実質的な最高責任者に当るのだが、その伴頭が空席のようでは学寮の運営はおぼつかない。学寮が安定していなければ、結局その影響は末寺にも及ぶことになる。暗に警告を発している(IE) ここでは檀林機構の正常化(学寮機能の回復)と末寺の発展とを相即関係において捉え、末寺の協力

を要請しているのである。なるほど宗侶養成の教育効果の面でもすぐれた伴頭（それも末寺出身の）が必要であつたらうし、また末寺の子弟で所定の年膺に達し住職にならうとする者は、所属檀林及び増上寺能化職の添状を必要とするが、その際伴頭クラスに末寺出身者が位置していることは何かと好都合であつたと考えられる。貞享二年の下知状には、「檀林所伴頭闕之時、最前断を以増上寺上座に入置候所化、其出所之檀林江令帰山爲伴頭儀、可爲檀所住持之心次第事」と伴頭の補欠について規定があり、その要職なることが知られるが、まさにこの喫緊なポストに末寺出身者を置くことこそ檀林機能の回復にとつて急を要する課題であつたのである。すでに檀林の伴頭には、香衣檀林住職に転進する道が一応開かれていたし（「貞享二年下知状」）、また伴頭不在では檀林として対外的にも面目ない話であつた。この廻文は月行事と伴頭について述べている訳だが、ほぼ同様のことは学寮主についてもいえる。寮主が多く末寺から出ている時期に、末寺の子弟に入寺者が多いという傾向は（前掲拙稿参照）、これを端的に物語っていると云えよう。

③ 檀林が単なる平寺（平僧地）と格式を異にするのと同様に、その末寺も平寺の末寺とは一緒にならないのである。しかし、これまでのような有様（管理運営体制の弱体）では、当檀林も平寺と大差なくなつてしまふし、その末寺も自然平寺の末寺となら異なるところがなくなつてしまふ。このところは末寺としても十分反省すべきであり、是非本寺の意のあるところ汲み取つて欲しいと述べている（IF）**||**即ちここに、学寮運営を軌軸とした檀林・末寺相依相即の実利的觀念に立脚する檀林復興の呼びかけが末寺に対して為されたのである。

さて、以上に見てきたとき檀林経営正常化への方向が、果してどれだけ実現され、成果をあげ得たかは分明でない点も多いが、いずれにしても後期檀林教学の形式主義的傾向とともに、学寮衰微の大勢をおしとどめるには至らなかつたようである。学寮数及び入寺者数の減少等からみた檀林機能の後退については、すでに『竜沢山入寺帳』の分析によつて明らかにしたところであるが（前掲拙稿）、更に今後は、教学面よりみたる檀林経営の実態について、きめのこまかい検討が積み重ねられていかねばならないであらう。とりあえずここでは、檀林教育の形骸化を端的に物語る一例をあげておきたい。

従来、安居の期間は「元和条目」（浄土宗法度）に「如旧例之夏安居從四月十五日一期六月二十九日、冬安居從十月十五日可至極月十五日、聊不可有延促事」とあるにもかかわらず、上に見てきたような運営体制であるから、期間もごく短縮されて、両安居とも七日（一週間）間という實際形ばかりのものとなつていた。また、上下の法問に至つては、「条目」に「於夏中客殿之法問十則、下読法問十一則無闕

減<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>決<sub>レ</sub>扱<sub>一</sub>、並湯日之外不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>談<sub>レ</sub>場<sub>レ</sub>懈<sub>レ</sub>怠<sub>一</sub>、冬安居可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>同<sub>レ</sub>前<sub>レ</sub>事<sub>一</sub>とあり、檀林教育の中でもっとも重視すべき機会であったのだが、文化五年の『覚』（後註参照）の最後の条によると、上下法問の中絶していたこと、及びその復活を「假<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>名<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>実<sub>レ</sub>規<sub>レ</sub>式<sub>レ</sub>計<sub>レ</sub>、而も上下法問無<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>而者、若輩之僧侶一向法問之様子も爰<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候<sub>レ</sub>而者、他門之嘲者勿論、誠<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>至<sub>一</sub>」という、いわば極端な形式主義的発想から述べていることが窺われる。その後たしかに法問は再開された。しかし、問題数は上下とも二則を上回ることがなかったし、どの程度の教育効果をあげていたかも疑問である。

## 二、末寺住職看住の綱紀肅正

本寺檀林としての行政的機能は諸般にわたるが、ここでは文化五年（一八〇八）末寺廿三箇寺に触出した廻文の『覚』（小稿末尾の註に全文掲載）を中心に、僧階制の紊乱をとりまく若干の問題について述べてみたい。

① 末寺僧侶のなかで、新寺持並びに移転住職交代を願出る際、これまで継目御礼式（後任住職拜命の御礼―報謝金献上）を怠り、願出る者がままたつたが、今後御礼式を規定通行行なわない場合には住職任命を差し控えることとなるので、組寺等によくこれを心得て願出ること。たとえ田舎、貧寺であろうとも、報謝金は多額にのぼる訳でないから如何様にもして調達し、所定の手続を経て願出るべきこと。畢竟これは、「仏祖前冥加丈位之御礼式」なのであるから **(IIA)** 報謝金の額については定かでないが、天保年中の『日鑑』に極貧寺故、法外の額ではあるがといって三両式歩をもって許されている例がみえる。当時三両の借財を返済できず欠落した住職もある程で、それ以上であればなおのこと。富裕な末寺はともかくも、寺領、檀家数の少ない貧寺にとって御礼式は荷が重かったといえよう。末寺住職の任命権は本寺檀林の特権であり、これら報謝金は檀林にとって一つの収入源でもあった。

ここで、『日鑑』などによりながら末寺住職及び看住の就任にまで至るプロセスを示しておきたい。① 該寺院無住の場合、その檀方並びに組寺同道で、出所正しい（所定の年膺を経ていること。末寺の法類であることが望ましいなど）後住の候補者をたて願出る。② 本寺は右の願を聞届け、後住の候補者と該寺院檀方並びに組寺を本山に召寄せる。③ 書院において後住の候補者に正式に住職（看住）仰せ付け、帳場より名披露、役者より法度定書を読み聞かせ教示す。――次に茶之間にて役者、過去帳・寺印・什物帳を渡す。――その後即刻、袈裟を掛けかえ書院に



において継目御札式を行い、目録披露。——最後に前三し、御十念を頂戴し、後一にて式終了。③住職の法類より引請証文を本寺に差上げる。以上は新寺持の場合であるが、これが移転住職交代の場合になると、その手続も若干異ってくる。④該寺院無住の申し出があると、後住については本寺より申渡す旨、該寺院の檀方並びに組寺まで申渡す。⑤移転住職候補者を本寺に召寄せ後住の内意を伝える（移転住職交代は末寺の中でも低クラスから高クラスへ移る場合が殆どである）。⑥該寺院檀方並びに組寺と後住の候補者を本寺に召寄せる。⑦本寺にて三者列席の席上後任（移転）住職を仰せ付け、即刻住職の御札式。⑧該寺院檀方並びに組寺より住職請書を本寺に差上げる。

② 所定の年薦に達せずして住職するとは言語道断のことである。それにしても本山表（本寺）にて法要などを行なう特別な場合には、願により香衣の着用を許可している。しかし、自坊での法要などに香衣上人号の綸旨を頂戴していない僧が無差別に着用することは定法に反する。今後組寺内でこれをよく吟味すること、看過した場合は組合の越度、組合より申論しても聞かない時は、本寺に訴え出ること。また添状のみにて、それともなう報謝金を納めず永住する僧がいることについては、「寔ニ宗門之瑕瑾慨歎此事ニ候」とし、「何卒一統住扶宗護法之念ニ官金等精誠相心掛可申」と報謝金の献上を勧めているのである（**IB**）  
|| 末寺僧侶の質の低下、香衣着用の乱用、綸旨頂戴の際の報謝金滞納などの取締りを嚴重に申渡していることから、当時いかに僧階制が紊乱していたかを察するに難くない。前章で触れたごとく、これらはいずれも末寺財政の窮迫状況と密接に絡らみ合っているのであり、結局は宗門財政へも微妙に影響を及ぼしていたことになるであろう。

③ もし末寺看住のうち宗脉未伝の者あれば、不報謝の段は勿論のこと、外聞上にも許し難いことであるから、その組寺内でよくよく法臈を亂し、精誠に心添えすべきである。もし未伝のまま後日露頭に及べば組寺の越度となる（**IC**）  
|| 看住とは、いわゆる平僧分に相当し、五重を受けたのみで両脉（宗・戒）を相承しておらず、色衣着用を許されていない僧侶のことである。従って説法は勿論、引導焼香等の化他行をも許されていなかった。僧侶の質の低下については、度々の法度によって取締りが強化された訳だが、先に述べたような意味で末寺の経営上の問題も絡らみ、そしてそれは、まず師檀不和のもとであるとともに組内は勿論、本寺、一宗の恥辱でもあったのである。先に触れた如く、末寺住職（看住）任命の際には、本寺に召寄せ末寺住職として守るべき基本的事項（法度定書）を役者が読み聞かせ、教示するのを常としていたが、それは一体どのような内容のものであったろうか。現在まとまった服務規程としては残存していないが、本寺檀林からそのつど末寺へ触れ出された廻文の『覚』によって凡そのことは推測される。左に掲げる『定』は末寺に対してではないが、末庵へ住庵する節に本寺より申渡しているも

のである。

定

- 一 掃除勤行不可懈事(息)
- 一日課称名不可懈事
- 一 祥月忌日之精霊等丁寧ニ可遂回向事
- 一時齊且那不可致僂略事
- 一 庵室不及大破内修復可掛心事(心掛)
- 一 在家不可止宿之事
- 一 托鉢修行可為如法事
- 一 買入之田地可致大切事
- 一 御当山開山忌并年始急度可致登山之事
- 右之条々堅可相守者也

大巖寺 役者 印

未六月

おそらく末寺に対しても、右のような内容に本寺檀林への出仕、諸願(届)手続、その他本寺への奉仕等についての説明が加えられ、呉々も御条目(定法)に違背なきようとの教示があったと思われる。

さて、このような「定」は一応の統制的役割を果たしたではあるが、根本的に末寺僧侶の倫理性を高かめ、綱紀を肅正していくことにはならなかったと思われる。それらはずでに前章で見た通りである。かくして、われわれは寺院経済の逼迫と檀林制度(教育)の形式主義的欠陥(信仰不在)とによってあらわになった僧侶の倫理的頽廢墮落をここに看取するものである。

④ 添状のみにて任職仰せつけられている僧侶は、本寺開山忌登山の折にその添状を且つ看住については両脈(宗・戒)をおのおの持参する

よう申渡している(III) 前段を受けて住職及び看住の資格取得の有無再確認の爲の取扱いであろう。なお、開山忌は末寺廿三ヶ寺が一年に一度集会する機会でもあったので、本寺に報謝金を納付することをはじめ、本寺からの伝達事項やら、末寺の報告等のほか、種々の談合が催され、本末寺院経営調整の場でもあったと考えられる。(2)

註(1)『日鑑』の次の記事は注意すべきであらう。

一四半時頃□御末山追々登山、去卯開山忌□節老僧共、内願仕置候未拜倫之僧江三ヶ年之間、香衣御免許願書差出左之通り

乍恐書付を以奉願上候

一御末山多分難波寺ニ而、当時未出世之僧多分御座候間、開山忌御法要之節、御莊嚴ニも相拘候、格別之以思召御添状ニ而香衣御免許被成下之

□一同奉願上候、左様御聞濟被成下候ハ、未出世之僧□丹誠、三ヶ年之内、者倫旨頂戴可致旨精々拙寺共、急度教諭可申候間、幾重ニ茂此段御聞濟被成下候様、宜敷御披露奉願上候以上

天保十五辰年九月

松翁院印  
玄高寺印  
称念寺印  
三宝寺印  
正源寺印

御本山

右御免許被遊候、但帽子着用相成不申旨申渡事

## おわりに

これまでみてきた通り、大蔵寺における本末の関係は、檀林教学機能の衰微→形骸化と末寺財政の窮迫という江戸時代中末期の歴史的現実のなかで、種々なる問題を生起せしめていたのである。以下、それらを要約すると一応次のようなことが云えよう。

浄土宗檀林における本末関係の一考察

一香衣御免許相成候ニ付回文差出左之通り

一今般老僧共未出世之者共江御添状ニ而三ヶ年之間香衣御免許之旨達□願候事故、任□免許致し候、三ヶ年過候而倫旨頂戴無之香衣着用之儀相聞候而者、急度可及嚴重之沙汰候間、此段厚相心得可申、猶是迄之通倫旨頂戴之御早々相届可申候以上

辰九月

本山

末山中

役者

追啓、御添状頂戴無之面々ニ者、今年年中ニも早々頂戴可有之様、老僧共精々被申候以上(二三一頁)

註(2)宝暦年中の『覚』のなかに次のような記載がある。

一惣而御末山中六日昼時迄ニ被相揃、御非時之節閑集之様遠近共ニ其心得ニ而登山可有之候、尤老ヶ年老度之集言ニ候得者、諸事相談相も可致事共有之、若不相揃時者談合も未熟ニ相成候間、別而遠方之寺院ハ無滞登山可有之候事

なお、開山忌は九月の六・七・八日の三日間行なわれるのが通常であったようである。

①浄土宗檀林（関東浄土宗寺院）の本末組織形成の第一歩は、はやく慶長二年の「関東諸寺院掟」にみられ、その趣旨は元和元年の「浄土宗法度」によって公けにされるが、実質的には寛永二十年の「関八州浄土宗寺院本末の取調べ」を契機とし、「貞享二年の下知状」によって更に徹底され、おそくとも元禄享保期までには確立していたと思われる。

②このような本末組織は、その下部構造としての組合組織を基盤とし、本寺檀林の末寺統制を強化徹底させていった。

③地方農村を基盤とする末寺経営は、ことに江戸末期の農村社会の荒廃等を反映して、そのほとんどがはなはだしい財政窮迫状況に瀕していた。それはまた、末寺住僧の倫理的頹廢を生ぜしめ、寺檀関係にも微妙な影響を与え、本寺檀林の財政をも動揺させずにはおかなかった。

④本末組織は一方で檀林学寮の管理運営とも深く関連しており、檀林の中枢機関に末寺出身者を位置付けることが焦眉の急とされた。そこには、檀林・末寺相依相即による檀林機能の正常化という復興意識があったが、所詮は形式的、一時的に整えられたにすぎなかったようである。

⑤寺院財政の逼迫に加えて、檀林制度（教育）の形式主義的欠陥（信仰、学問の不在）は、末寺僧侶の質の低下の要因であり、両々相まって綱紀肅正のごときは容易ならざるものがあった。

註

末山江被仰渡候覚

(IA) 一寺持ニ相成候得者寮を上ケ其外山内所化之役目を遁候様従来相聞候、寺持ニ成候而も被位有之内者所化ニ候間此心得違無之様ニ

(IB) 一従来も申通候下読も相勤候得者、被位有之候而も結安居と定法に相成消帳もいつとなく有之様相聞候而、是亦不宜候、満年己下ニ而寺持ニ相成候者勿論、満年以上下読相済候而も三年六安居者古来之定法、其山之定法ニ而五年十安居、十年十安居とか定法を立消帳有之事ニ而柴之趣追而相談之上ニ而定法可相立候得共、先当分諸山通用之定法寺持満年以上者三年六安居と相定可申候、此間全く所化之法度違背無之様可被心得候

(IC) 一隨身者格別自山之所、若他山ニ參時者其山江置金可有旨去年春仲間申合候、当山も左様ニ可有之候、其分量者其山相応之分量有之候

(ID) 一従来月行事と申も不立、月番も下読執行之席ニ而被致候處、向來者大衆金月番料をも可遣事ニ候間、弥厳密ニ可被相勤且従来月番箱金と申も無之候、向後者寺内大衆金月番箱金も出来候様此方ニ而も心掛候間、其方ニ而も可被心掛候

(IE) 一去年中も申談伴頭を相求候得共未出来候、其方ニ而も弥心掛可被給候、伴頭か無之候得者山かしまり不申候、本か治りかね候故然と其乱末山ニ及候

(IF) 一檀林者平寺と各別之事勿論ニ候、然者其末寺も平寺之末寺と違申訳者不

IG

一御末山新寺持并移転住職交代相願候節、繼目御札式等不出來、而願出候族間、有之杜撰之至、候、是迄者差掛リ無揆意味合も有之而候、不及是非、此上之処者種々差支之節有之候間、己來者御札式定格通不揃、而者住職仰付之節差間、可相成候間、右跡之儀無之様向後組寺等兼、而其心得、而可被願出候事、尤前來田舎者無揆筋殊、貧寺等、而仕來持之様、申族も可有之哉、候得共、其段縱令仕來、而も非、改之事者出世間之常、候、定格通之事、候得者仰山、相掛リ候事、も有之間敷、畢竟仏祖前冥、加丈位之御札式、候へ者、如何躰、相働候、而成共調違之上、可被願出候事

覚

IIA

一御末山寺持之内前來御添狀計、而本住職相願、<sup>(候)</sup>來候借組有之趣、右御添狀、<sup>(候)</sup>者年限も有之、<sup>(候)</sup>何ヶ年も無尽、<sup>(候)</sup>其儘、<sup>(候)</sup>而致住職候、而者、冥慮之程も如何外聞実義共一向不相濟事、因茲本山表法要等之節者願之上、許諾着、用者勿論之事、縱令前件之始末、<sup>(候)</sup>出無之候共、夫々其勘弁も有之答、候、然、<sup>(候)</sup>其寺役向給、而内表共、<sup>(候)</sup>香衣着用候、族も往、有之由粗相聞候、右躰、<sup>(候)</sup>而者一向拜論頂戴之功も無差別相濫、背御定法、<sup>(候)</sup>候段不束之至、<sup>(候)</sup>、自今者其組寺方相互、<sup>(候)</sup>申合遂吟味可被申、若シ看過有之候得者其組合可為越度、猶其組寺方申論シ候、而も任我意、<sup>(候)</sup>候族も有之候ハ、念々本山表へ可、<sup>(候)</sup>訴出事、且御添狀切、<sup>(候)</sup>而永住有之候、而者、寔、<sup>(候)</sup>宗門之瑕瑾慨歎此事、候、何卒一統住扶宗護法之念、<sup>(候)</sup>官金等精誠相心掛、可申、勿論誰、<sup>(候)</sup>も出世之事故其段思辨無左、<sup>(候)</sup>者有之間敷候得共、<sup>(候)</sup>寔、<sup>(候)</sup>無揆事故暫時、<sup>(候)</sup>右躰之始末と被察候へ共、人

IIB

命之長短者生下ニ定ルとの今家大師之御遺誡ニ御座候得者、<sup>(候)</sup>も可急事候、此段檀林所者、<sup>(候)</sup>躰之事、<sup>(候)</sup>而諸山共同容之事、<sup>(候)</sup>可有之事、<sup>(候)</sup>一御末山看住之内宗、<sup>(候)</sup>躰未伝之族者無之哉、若シ右躰之僧有之候、而者不報謝之段者不及申、<sup>(候)</sup>外聞共不相濟事、<sup>(候)</sup>候間、<sup>(候)</sup>組其寺、<sup>(候)</sup>而篤と法體等相、<sup>(候)</sup>し、精誠心添有之度事無左も、後日及露頭、<sup>(候)</sup>候へ者組寺可為越度事

IIIC

一御添狀計ニ而本住仰付有之候面々者、開山御忌登山之砌、<sup>(候)</sup>兩脈持參可有之候事

IIID

一上下法問扱之儀是迄中絶有之趣、<sup>(其)</sup>段者檀林所之規格ニ相戻リ慚愧之至、<sup>(候)</sup>候、<sup>(候)</sup>仮令有名無実規式計、<sup>(候)</sup>而も上下法問無之候、而者、若輩之僧、<sup>(候)</sup>一向法問之様子も愛と不存候、而者、<sup>(候)</sup>他問之、<sup>(候)</sup>者勿論誠ニ不報謝之至、<sup>(候)</sup>己來者急度下、<sup>(候)</sup>誂并、<sup>(候)</sup>兩安居共法問扱可有之事

IIIE

前件之条々今般格別之御趣意ニ而被仰出候間、各寺熟察被得其意承否之旨可被申出候以上

八月九日 本山 役者

廿式ヶ寺 末山連名 大覺寺 但如先規檢見川組三ヶ寺三通遺之

各寺写取之無遲滞相廻し、<sup>(候)</sup>觸留より早々返却可有之候已上

※本文中の『』内は、すべて大藏寺所藏文書である。